学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第18、19条）

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ及び新型インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻しん	解熱した後３日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後５日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	**発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで**
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種①	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種②	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口菌 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

「学校において予防すべき感染症の解説」より

① 出席停止となった場合、解除後の最初の登校日に登校許可書を提出しなければ「出席停止」とならない。

② 感染症流行期は感染症罹患の可能性が高いと疑われる症状が出た場合、早退を「公欠」とし、出席扱いとすることができる場合がある。（教務内規に記載されている条件を満たす場合）

学校健康推進課掲示板より抜粋